

【平成29年度 後期】

## 「北海道認定リサイクル製品」認定申請募集要領

## 1 趣 旨

道内におけるリサイクル産業を振興し、循環型社会の形成に寄与するため、道内の事業所で製造加工されたリサイクル製品の認定申請を募集し、一定の基準を満たすリサイクル製品を道が認定し、利用を推進することにより、循環資源の適正な利用及び廃棄物の減量化を促進することを目的としています。

## 2 申請方法

## (1) 新規申請

「北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱」（平成16年12月）に定める様式第1号「北海道リサイクル製品認定申請書」に必要な書類（循環資源利用説明書等（別紙様式1～4）その他製品説明資料）を添付し、提出してください。

## (2) 更新申請

認定事業者で認定製品の有効期間満了後も認定の継続を希望する場合は、要綱に定める様式第3号「北海道リサイクル製品認定更新申請書」に必要な書類を添付して提出してください。

## 3 募集期間

平成29年11月2日（木）～12月15日（金）

## 4 申請書提出先及び問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 循環調整グループ

TEL：011-204-5197（月曜日から金曜日の平日、8：45～17：30）

## 5 申請に当たっての注意事項等

(1) 食品衛生法にいう食品は、募集の対象外となります。

(2) 循環資源を加工せずに利用するもの及び単に破砕処理等をして粒度調整した程度の製品については、募集の対象外となります。

〔 例：廃木材及び間伐材を利用した木質チップ、おが屑、割り箸、  
廃コンクリート塊を破砕・粒度調整したもの（再生骨材など）  
その他上記に類する製品 〕

(3) 申請書の提出に当たって、記載方法やその内容等で何かご不明な点等があれば、上記4の申請書提出先及び問い合わせ先に相談ください。

(4) 申請書の記載内容が不備な場合や申請書類が不足している場合は、受付できない場合があります。

(5) 申請書類は、記載内容に不備が無いこと等を確認した後、受付します。

(6) その他認定基準・必要書類など詳しいことは、道（循環型社会推進課）ホームページ内の北海道リサイクル製品認定制度のページで確認するか、上記4の申請書提出先及び問い合わせ先に確認してください。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle\\_2/ninteiseido/ninteiseidotop.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/recycle_2/ninteiseido/ninteiseidotop.htm)

認定申請の際に実施した、製品の品質及び環境安全性に係る適合性を証明するための試験分析費用について、申請した製品が北海道認定リサイクル製品に認定された場合に、その費用の一部を補助しています。

平成29年度の補助対象経費、補助率等は、平成29年4月3日付北海道告示第10336-4号のとおりです。詳細につきましては、道（環境生活部総務課）ホームページで公開しているほか、補助対象者の方には、別途お知らせします。